

意見募集案件	北広島市都市計画マスタープラン(第2次)原案について
担当課	企画財政部 都市計画課 電話 011-372-3311 内線 3624

意見募集期間	令和2年9月1日(火)から令和2年9月30日(水)まで
原案の公表場所(閲覧・配布)	◇市役所(都市計画課)及び各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島9月1日号
意見の提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと (住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul>
	企画財政部 都市計画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス:toshik@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和2年10月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 将来の都市づくりに向けた基本的な方針や、理念を示すガイドラインとして、令和12年を目標年次とした「北広島市都市計画マスタープラン(第2次)」を策定します。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市都市計画マスタープラン(第2次)原案」のとおり (3) その案の根拠となる法令等 都市計画法第18条の2 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 都市計画法の規定により、本市の定める都市計画(土地利用及び都市施設等)は、本計画に即すこととなります。
対象となる政策等の原案	北広島市都市計画マスタープラン(第2次)原案
その他	寄せられた意見を参考に、「北広島市都市計画マスタープラン(第2次)案」を作成する。